

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月14日	
(あて先) さいたま市長 様	
提出者 住 所 埼玉県さいたま市南区内谷6-5-16 氏 名 株式会社 武蔵野技建 代表取締役 阿部 賢也 電話番号 048-844-5600	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 武蔵野技建
事業場の所在地	埼玉県さいたま市南区内谷6-5-16
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	51,900万円
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理の最終責任者（社長）

廃棄物処理統括責任者（社長）

廃棄物管理者（現場代理人）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

排 出 量

2347.13 t

t

（これまでに実施した取組）

- ・ 工法を改善し、廃棄物の発生が少ない物へと変更する。
- ・ 実寸発注の実施により、廃棄物の発生を少なくする。
- ・ 余剰材の引き取りをお願いする。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

排 出 量

2,340.00 t

t

（今後実施する予定の取組）

上記に加え、下記の取組みを実施予定

- ・ 梱包材の簡素化（廃プラスチック類、木くず）
- ・ ユニット化持込（ガラスくず）

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・ がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、金属くず、廃プラスチックについて他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・ 上記に加え、石膏ボード、木くず、紙くずについても分別を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	2,347.13 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0.82 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2,347.13 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	社内、建設廃棄物管理規定に基づき、法令順守にて産業廃棄物業者と委託契約し適正処理を実施した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	2,340.00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3.20 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,340.00 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 社内建設廃棄物管理規定に基づき、法令を順守する。 委託予定業者より監督官庁の発行した許可証を提出させ、社内委託基準に基づき、必要事項を確認する。 再生利用業者への委託割合を増やし、リサイクル率の向上を図る。		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画書(令和6年度の計画)

さいたま市

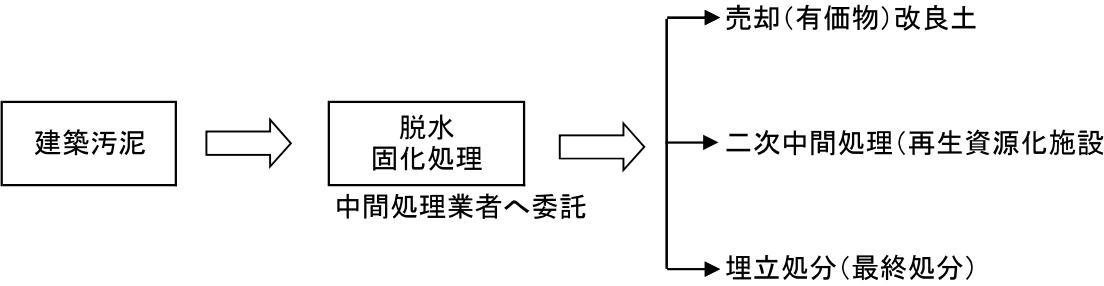
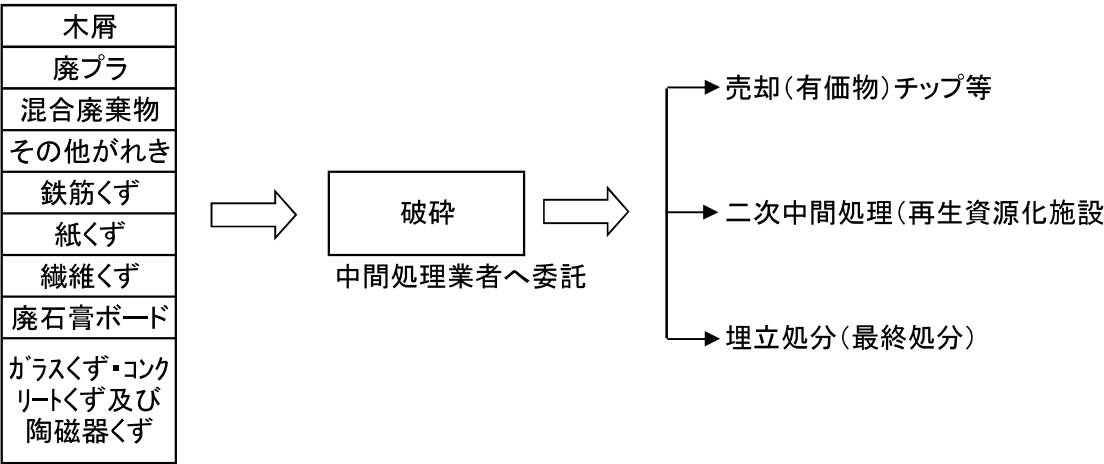
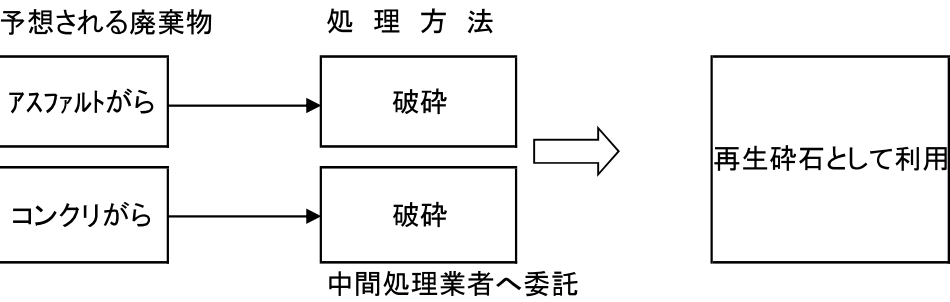
令和6年度(R6.4.1～R7.3.31迄)

項目 産廃種類	今年度の 発生量目標	今年度の全処理委託量						
			優良認定処理業者へ の処理委託量	再生利用業者への処 理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	中間処理 (再生以外)	最終処分
コンクリートがら	106.00	106.00		106.00				
アスファルト・コンクリがら	2,200.00	2,200.00		2,200.00				
その他がれき類								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず								
廃プラスチック類	2.00	2.00		2.00				
金属くず	2.00	2.00		2.00				
紙くず								
木くず								
繊維くず								
廃石膏ボード								
建設汚泥	30.00	30.00	3.20	30.00				
混合廃棄物 (安定型のみ)								
混合廃棄物 (管理型含む)								
特別管理 廃石綿								
合 計	2,340.00	2,340.00	3.20	2,340.00				

株式会社 武蔵野技建

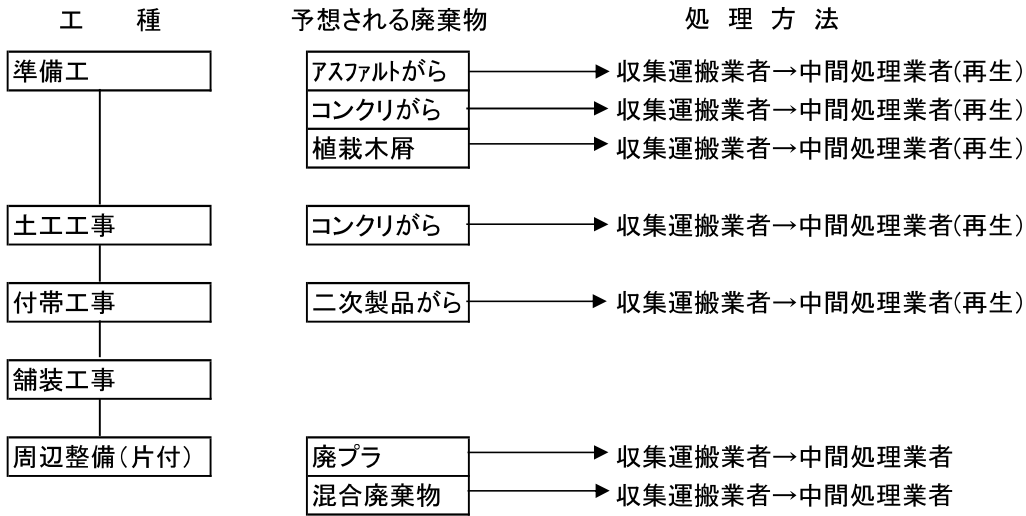
産業廃棄物発生・処理フローシート(1)

フローシート

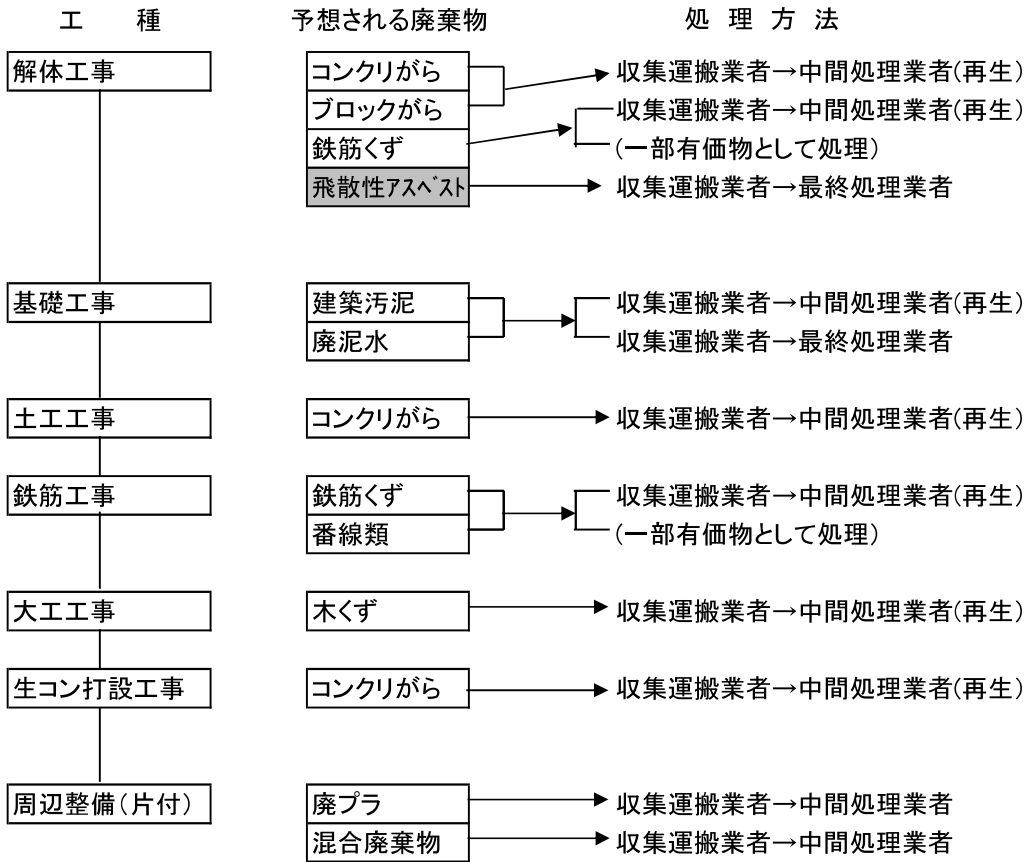


産業廃棄物発生・処理フローシート(2)

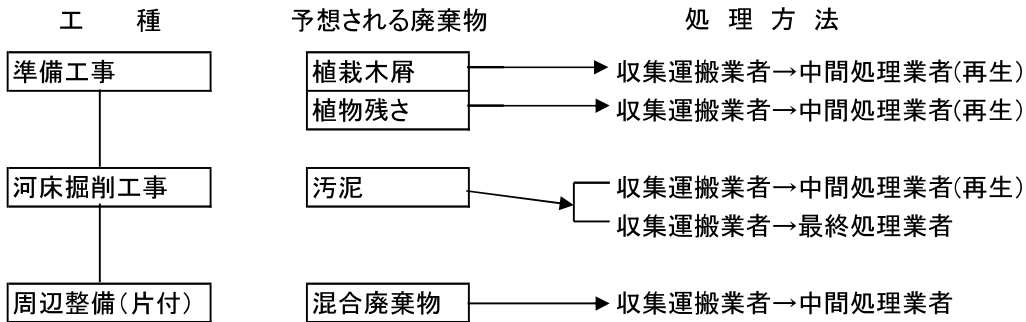
フローシート 1 土木工事 道路工事



フローシート 2 土木工事 コンクリート構造物



フローシート 3 土木工事 河川工事(浚渫)



フローシート 4 建築工事

